

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	市民安全課

契約業者名・住所	日本総合リサイクル株式会社・富山県高岡市伏木一丁目 1 番地 1
工事等の名称	交通公園内展示航空機返還移送業務委託
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	航空機移送
工事等期間	令和 8 年 7 月 2 4 日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日まで
契約金額	2, 7 3 2, 4 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）
工事等の概要	松戸市小金原一丁目 25 番地(ユーカー交通公園内)に展示の航空機を柏市藤ヶ谷 1614 番地 1 (海上自衛隊 下総航空基地内) に移送する。
随意契約の理由	本業務委託は、海上自衛隊から無償貸与で借受けてユーカー交通公園に展示している航空機（以下、「機体」という）返還に伴う、機体の移送業務である。 当該機体は、全幅18.97m、全長14.05m（共にローター部を含む）と非常に大きく、特殊な運搬車両が必要になる。また、防衛機密に該当する部分も存在するため積載、運搬及び荷下ろしに関する専門的な知識、技術が必要不可欠である。 また、陸送できる大きさに機体を複数箇所切断して輸送する必要があり、専門的な技術が必要である。 上記事業者は博物館等に展示の自衛隊航空機返還による移送や地下鉄車両の移送など、非常に特殊な業務経験が豊富であり本業務を適切に遂行する知識・技術を有している。 以上の理由から、本業務は日本総合リサイクル株式会社に限定されると思料するものです。よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とし、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定により上記業者（1 者）を選定するものです。

